

## 留萌市契約における暴力団等排除措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年留萌市条例第28号）制定に伴い、建設工事その他市の事務又は事業の契約から暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量又は建設コンサルタント及び物品、委託、役務などの契約をいう。
- (2) 入札参加資格 市が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11に基づく指名競争入札に参加する資格をいう。

### (入札参加除外の措置等)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、建設工事請負入札資格審査会規定（昭和59年留萌市訓令第2号）第4条の規定に基づく、建設工事請負入札資格者審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、同表に定める期間において、当該有資格者を市が発注する建設工事等の競争入札から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を当該有資格者に、入札参加除外措置通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。

2 前項の規定は入札参加除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体等についても適用する。

### (入札参加除外措置の解除)

第4条 市長は、前条の規定に基づき、入札参加除外措置を行った有資格者（以下「入札参加除外者」という。）が、次の各号の全てに該当する場合は、審査会の審議を経て、入札参加除外措置を解除することができる。

- (1) 入札参加除外措置の事由となった措置要件ごとに、別表に定める期間を経過していること。
- (2) 入札参加除外者から入札参加除外措置解除申請書（別記様式第2号）の提出があること。
- (3) 別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がなくなったこと。

2 市長は、前項の場合において、当該入札参加除外者に対して、別表各号に掲げる

措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面、今後別表各号に掲げる措置の要件に該当するものにならない旨の誓約書等の提出を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の審議において、入札参加除外措置の解除を決定したときは、入札参加解除通知書（別記様式第3号）を、措置の継続を決定したときは、入札参加除外措置継続通知書（別記様式第4号）を当該除外対象者へ通知するものとする。  
（勧告措置等）

第5条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当しない場合においても、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の審議を経て、有資格者に対し、必要な措置を行うよう勧告または注意喚起の通知（別記様式第5号）をすることができる。

（入札参加資格審査の申請からの排除）

第6条 市長は、入札参加資格審査を行うにあたり、入札参加除外者および有資格者以外の者で、警察から別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する旨の通報を受けた場合は、当該通報に係る業者（以下「入札参加除外者等」という。）の申請を認めないものとする。

（一般競争入札からの排除）

第7条 市長は、建設工事等の一般競争入札を行うにあたり、入札参加除外者の入札参加資格を認めないものとする。

- 2 市長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札の参加資格を取り消し又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により当該入札の参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（指名競争入札からの排除）

第8条 市長は、建設工事等の指名競争入札を行うにあたり、入札参加除外者を指名しないものとする。

- 2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消し又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 市長は、入札参加除外者等を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第10条 市長は、入札参加除外者及び留萌市の入札参加資格の有無に係わらず警察から別表各号に掲げる措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を市発注の建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は受任者（再委任以降すべての受任者を含む。以下同じ。）とすることを認めてはならない。

2 市長は、契約の相手方が入札参加除外者及び留萌市の入札参加資格の有無に係わらず警察から別表各号に掲げる措置要件に該当する旨の通報等を受けた者を下請負人又は受任者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、契約の相手方に対して、当該契約の解除を求めることができる。

3 前2項及び前3条の規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体等についても適用する。

(契約の解除)

第11条 市長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるような措置を講じるものとする。

(不当介入に対する措置)

第12条 市長は、契約の相手方が契約履行に当って、暴力団等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、報告を求めるとともに、警察への届出を指導するものとする。

2 市長は、契約の相手方の下請負人等が、暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 市長は、契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、適切に報告、届出が行われたと認められる場合にあつて、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第13条 市長は本要綱の運用にあたっては、留萌警察署との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第14条 市長は、第3条に基づき入札参加除外措置等を行ったときは、入札参加除外者の名称、所在地及び除外措置の期間等を公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則(平成25年3月26日訓令第2号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条第1項・第5条・第12条関係)

措置要件	期 間
<p>1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から24ヶ月 ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。(以下措置要件7の期間まで同じ。)</p>
<p>2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月 (建設工事等に係る契約については24ヶ月)</p>
<p>3 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月</p>
<p>4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月</p>
<p>5 入札参加資格者及びその役員等がした下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月</p>
<p>6 入札参加資格者及びその役員等が、第5条に基づく勧告を受けた日から12ヶ月以内に再度勧告を受けたとき。</p>	<p>再度勧告を行なった日から12ヶ月</p>
<p>7 入札参加資格者及びその役員等が、第12条第1項に基づき行う市への報告、及び警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12ヶ月</p>